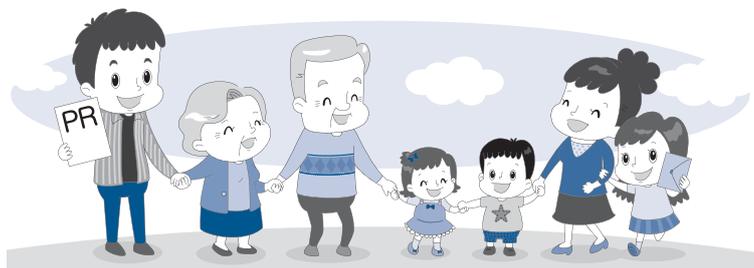


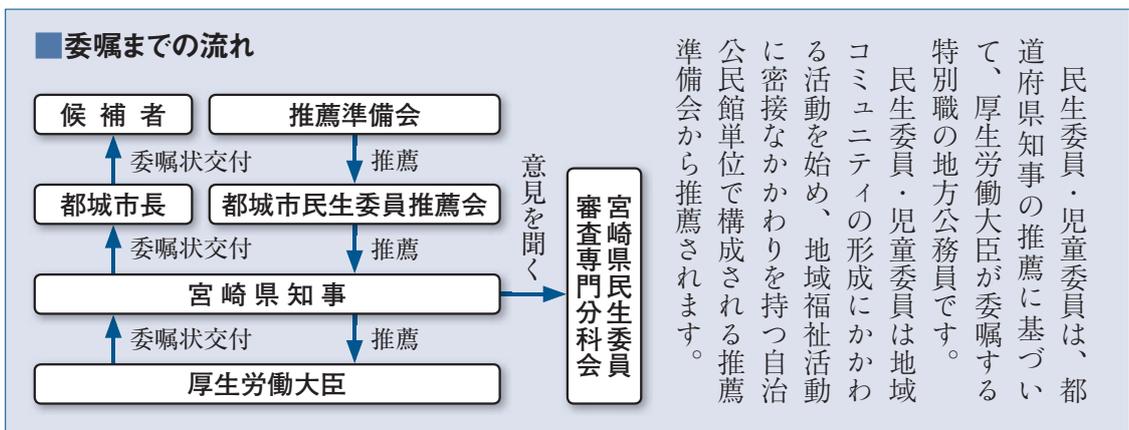
あなたの身近な相談者

民生委員・児童委員

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-2980



現在の民生委員・児童委員および主任児童委員の任期は、平成22年11月30日までとなっていますので、今後全国一斉に改選の手続きが進められます。



前回の一斉改選以降、委員の候補者が見つからず、欠員状態になっているところもあり、その地域においては、各種の福祉活動に支障が出ている状況がありますので、候補者の推薦について、皆さんの協力をお願いします。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員の定数は、各自治公民館の範囲を基本として地区ごとに決められていて、全体で317人です。民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることとされています。

なお、児童福祉法の規定により、民生委員は、同時に児童委員を担うこととされていますので、両方の立場を示す「民生委員・児童委員」として委嘱されます。

主任児童委員とは

主任児童委員は、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行いながら、児童委員の活動に対する援助や協力を行うことを目的として、平成6年1月から各地区に2人ずつ計30人、配置されています。

任期・給与・実務などについて

新しい委員の任期は、平成22年12月1日から平成25年11月30日までの3年間です。

委員には、給与を支給しないことが法律によって決められています。

しかし、委員としての活動に通信費・交通費などの経費がかかりますので、委員個人に対して活動費を支給しています。(平成22年5月現在、月額9,700円)

また、委員の具体的な活動としては、次のようなものがあります。

- ① 相談活動
- ② 調査活動 (行政機関からの依頼を含む)
- ③ 活動の記録および報告 (委員→地区会長→福祉事務所 ↓県→国)
- ④ 福祉票の作成、活用および保管 (支援が完了した時点で廃棄)
- ⑤ 証明事務 (発行およびコピーの保管)
- ⑥ 人権・同和問題への対応および地域福祉活動
- ⑦ 生活福祉資金貸付事業の申込手続き
- ⑧ 募金活動などへの協力

◎安全で住み良いまちづくりのために

一人ひとりの力で快適な

道路空間をつくりましょう！

都城市の市道の延長は約3,200キロにも及び、その距離は、高速道路で都城と仙台との間を往復できるほどの長さです。

市では道路を安全に通行できるように、パトロールを実施して、穴ぼこ補修や段差解消などのほか、除草などの作業を行っています。

しかし、この長大な市道を良好な状態に保つためには、市民の皆さんの協力が不可欠です。

生活道路は地域の財産です。安全で住み良いまちづくりのために、自宅前や身近な道路の除草をしたり、道路上に看板や商品などを置かないようにしたりするなど、一人一人の力で快適な道路空間をつくりましょう！

皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

●道路の破損個所を見つけたら

道路の穴ぼこ、陥没、路肩の決壊やカーブミラーなどの破損は、交通事故の原因になる場合がありますので、そうした異常個所を見つけたら、早急に連絡をお願いします。

●道路構造物などを破損させたら

交通事故やその他の行為によって、カーブミラーやガードレール、縁石などを傷つけたり破損させてしまったたりした場合は、連絡をお願いします。

◎問い合わせ

維持管理課

☎23-2752

山之口総合支所建設課

☎57-3111

高城総合支所建設課

☎58-2311

山田総合支所建設課

☎64-1111

高崎総合支所建設課

☎62-1111



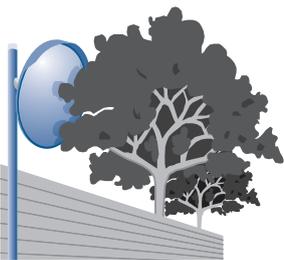
道路に張り出した 樹木の剪定・伐採などを お願いします！

野山や街中の緑は美しく、庭先の植木や生け垣は、住んでいる人や通行する人に憩いと安らぎを与えてくれます。

しかし、樹木や枝葉が道路上に張り出すと、道路を通行する車両や歩行者の通行の支障となるだけでなく、道路標識やカーブミラーなどを見えにくくし、思わぬ事故を引き起こす原因にもなる恐れがあります。

このような枝葉などを市が勝手に切ることはできません。もし、これが一因となって交通事故が発生した場合には、その土地（樹木）の所有者が責任を問われる場合もあります。（民法第717条「土地の工作物の占有者及び所有者の責任」、道路法第43条「道路に関する禁止事項」）

事故を未然に防止するためにも、自宅の庭や山林に樹木を所有する皆さんには、日ごろから樹木を適正に管理するようにお願いします。



車の乗り入れ口の 歩道切り下げ

歩道が車道より高かったり縁石があつたりするのは、歩行者の安全を守るためや車道の雨水が宅地に入らないようにするためです。

車の乗り入れのため個人で設置した段差解消ブロックや鉄板は、交通事故の原因になるなど、大変危険です。

車道から宅地内への乗り入れで、歩道の縁石の撤去や切り下げなどを行う場合には、原因者が費用を負担して工事を行うことができます。

道路を管理する行政機関に事前に申請し、許可を受けてください。

建築行為に伴う 道路後退などにより生じた 道路の未舗装部分

その敷地が市有地である場合は、道路の一部として市が管理をします。こうした部分の舗装については、円滑な通行のために必要があると認められ、かつ一定の区間で連続して効果的な工事が実施できる場合に市が施工します。

建築行為に合わせて直ちに舗装をしたい場合には、申請をして許可を受け、原因者が費用を負担して工事を行うことができます。



きれいな水を次の世代に残すために
今の私たちにできること

未来の水を 守る！

大淀川は平成20年の水質ランキングで九州の二級河川
26河川中22位であり、決して良い状況ではありません。
河川環境や地下水などの未来の子どもたちが使う水
を守るために、今私たちができることはなんでしょう
か。今回は、下水道の役割や雨水の利用方法などを紹
介しますので、もう一度、水について考えてみましょう。

下水道に接続して

河川環境を改善しましょう

平成18年1月の合併によって本市の下水道処理区は6つとなり、現在、処理面積は2,123.5畝、処理人口は6万7,044人となっていて、下水道に接続している割合は約77%となっていますが、まだまだ低い加入率であるのが現状です。

河川の環境を守るためには、区内全員の加入が必要です。下水道に接続して河川環境を改善していきましょう。

下水道の役割

①川の汚れを防ぎます

家庭のトイレ、台所、風呂場、洗面所などの生活排水や工場排水を、終末処理場できれいな水に処理するので、河川の汚れを防止します。

②まちの環境を良くします

生活排水や工場排水が道路側溝に流されなくなるので、悪臭がなくなり、ハエや蚊の発生を抑えられ生活環境が改善されます。



今回、新しく下水道の供用が開始された区域をお知らせします。で、該当地区にお住まいの皆さんは下水道への速やかな接続に協力ください。

平成22年3月31日までに

下水道供用開始された区域

(平成21年度下水道工事完成区域)

●都城処理区

志比田町、南鷹尾町、都島町、一万城町、広原町、立野町、年見町の各一部

●高城処理区

高城町大井手の一部

●高崎処理区

高崎町大牟田の一部

接続するときは指定工事店で

接続するときは、必ず市の指定工事店に依頼してください。指定工事店は、後で不具合が生じないように排水設備の構造など細かな点まで市の指導を受けていて、その後の融資申請を含むすべての手続きを行います。なお、指定工事店以外で工事を行うと違反工事になりますので注意してください。

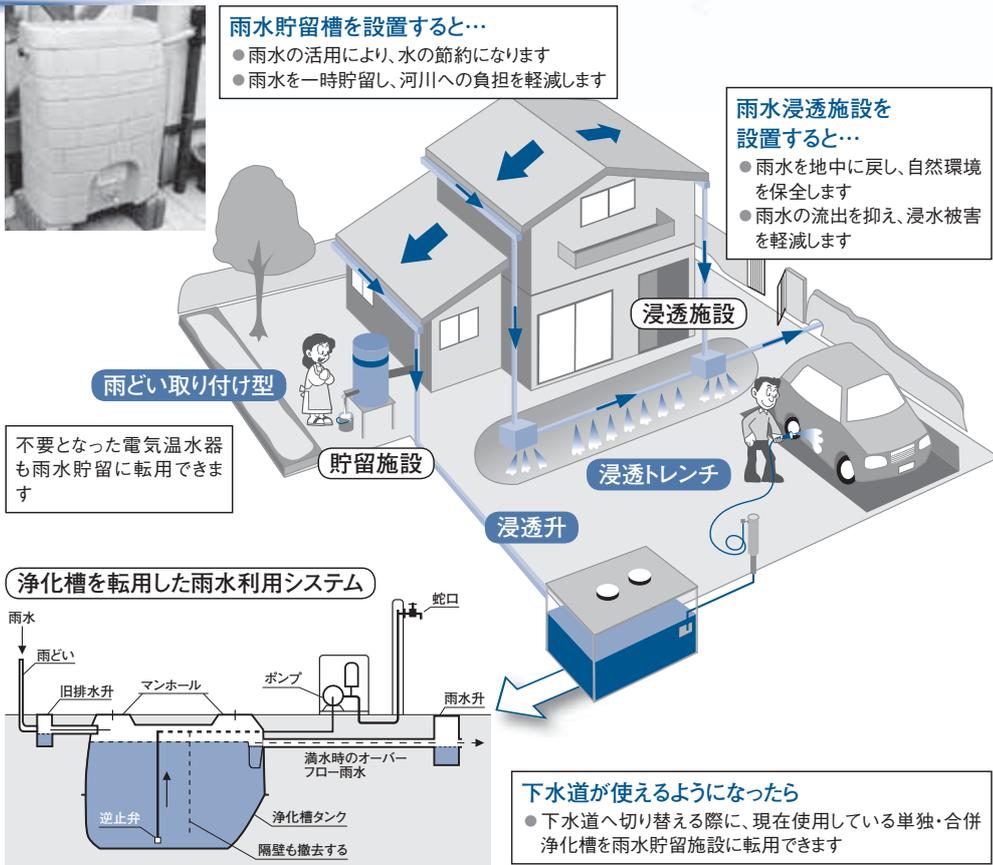
◎問い合わせ

下水道課 ☎23-5921
各総合支所建設課

地下水を守るためにできること

路面舗装や排水設備が整えられ、環境面では快適に暮らせるようになりましたが、一方で雨水が地下に浸透しないまま河川に一気に流れるなど、このままでは将来、地下水資源への影響も考えられます。

そのため、市では、私たちの貴重な財産である地下水を将来にわたって守っていくため、雨水貯留施設（雨水貯留槽など）および小規模雨水浸透施設（雨水浸透升など）を設置する人に対して、設置費用の一部を補助しています。



雨水貯留施設への補助

雨水貯留施設は、容量100リットル以上の雨水を貯留できる簡易な施設で、流入前のごみ取り装置、オーバーフロー配管および水栓を備えているものをいいます。

● **補助対象者・地域** 市内に居住している人（個人のみ）、市内全域

● **補助金額** 設置工事に要した費用の3分の1（上限3万円）で、設置基数は1戸につき1基

※補助基数には限りがあり、受け付けは先着順です。補助を受けたい人は、設置工事の前に森林保全課へ問い合わせください

◎ **問い合わせ**
森林保全課 ☎23-2152

雨水を利用して草花を育てています

松本 久子さん
(高崎町縄瀬)



夫が退職した10年前に田舎暮らしがしたいと、大阪府の高槻市から高崎町に移住してきました。そのころから少しずつレンガなどを使い、手作り庭づくりを楽しんでいます。そこで、庭づくりに必要な草木への水やりのために2年前に市の補助を受けて、雨水貯留槽を設置しました。今では、くわなどの農機具を洗うのにも使っています。水道代にすれば、相当の経費削減になりますよ。

井戸水を利用する皆さんへ あなたの井戸は大丈夫ですか？

宮崎大学と共同で行なっている浅い井戸の硝酸態窒素濃度調査によると、基準値を超えた井戸は徐々に減ってきています。しかしながら現在でも基準値を超えている浅い井戸があります。

市では、井戸の水質（硝酸態窒素濃度）検査を年2回継続的に行なっています。

希望する人は森林保全課へ申し込みください。なお、料金は無料ですが、検査を継続してもらうこととなります。



開設しました 都城市消費生活センター

市では4月から消費生活センターを設置しました。

借金などによる多重債務に関する相談や、住宅リフォーム工事、点検商法、催眠商法、電話勧誘、内職商法などの悪質な商法による被害や商品事故の苦情など、消費生活についての相談に応じ、助言やあつせんを行っています。

被害に遭ってしまったら一人で悩まず、早めに相談しましょう。

◎相談専用電話 都城市消費生活センター ☎23-7154

悪質商法のいろいろ

点検商法



点検と称して近づき、高額な浄水器、寝具などを買わせませす

悪質住宅 リフォーム工事



不安をあまり、必要もない高額な工事を契約させませす

どこにあるのですか
受け付け体制は

消費生活センターは市役所東館2階の生活文化課内にあり、専門相談員が相談に応じます。

面談を基本としていますが、電話でも受け付けます。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

●受付時間 平日の9時〜16時
※祝日、年末年始を除く

相談するに当たって、あらかじめ準備しておいた方がよいものはありますか

例えば、借金などによる多重債務であれば、契約書や相手会社からののがき、また、商品の契約であれば、訪問販売による購入なのかどうか、契約日、商品名、金額、購入先、契約書などを控えておきましょう。相談がスムーズに運びます。



被害に遭わないために悪質商法の手口を知り、普段から心掛けておくことが大切です



特定健康診査(無料) 早めに受診しましょう

市では国民健康保険加入者を対象に、次のとおり特定健康診査を実施します。特定健康診査は、メタボリックシンドローム(メタボ)に着目した健康診査制度です。生活習慣病の予防や早期発見のために、必ず受診し、健康づくりに役立てましょう。なお、通院治療中の人は、主治医と相談の上、受診ください。

また、国民健康保険加入者以外の人は、各健康保険の保険者(社会保険、健保組合など)がそれぞれ健康診査を実施します。

◎問い合わせ 健康課 ☎23-2765

●期間 6月1日(火)〜9月30日(木)

●場所 指定医療機関

●内容 身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査など

※前年度の健康診査結果によっては心電図検査、眼底検査も行います

●受診方法 対象者には5月末までに「平成22年度健康診査受診券」および問診票を送付します。問診票に必要事項を記入し、国民健康保険被保険者証と一緒に医療機関

窓口へ提示してください

※昨年の健康診査結果を持っている人は、受診時に持参ください

●今年度75歳になる人 75歳の誕生日を迎えてから健康診査期間内に健康診査を受ける人は後期高齢者健康診査を、75歳の誕生日前に健康診査を受ける人は特定健康診査を受けてください

●その他 特定健康診査を受けた人は、結果に応じて保健師や栄養士による特定保健指導の対象となる場合があります。対象者には別途通知します

【特定健康診査(無料)】

●対象

40歳〜74歳(昭和11年4月1日〜46年3月31日生まれ)の国民健康保険加入者

※妊産婦、長期入院者、施設入所者、人間ドックを受ける人は除きます

【後期高齢者健康診査(無料)】

●対象

75歳以上の国民健康保険加入者 ※長期入院者などを除きます



今年度執行予定の選挙

あなたの大切な一票が

地域の未来を決める

平成22年度の選挙予定

☆参議院議員通常選挙

任期満了日は7月25日で、投票率は低下傾向にあります。左図の市長選挙の投票率の比較からも、若年層の投票率が低下していることがうかがえます。今年度は、国政・県政の選挙が行われます。家族・職場・グループなどで「日本の未来」「宮崎の将来」について話し合ってみてはいかがでしょうか。

☆宮崎県知事選挙

任期満了は平成23年1月20日です。任期満了前30日以内に選挙が行われます。

☆宮崎県議会議員選挙

任期満了は平成23年4月29日ですが、統一地方選挙の対象選挙ですので、平成23年4月前半に行われる予定です。

県内を15選挙区に分けそれぞれ定数が定められています。本市の選挙区の定数は6人です。

◎問い合わせ

都市選挙管理委員会

☎23-7864



住宅リフォーム促進事業

住宅リフォーム経費の一部を

助成します

市内の施工業者を利用して、自宅の修繕や補修、改築、増築などの工事を行う際に、その経費の一部を補助します。

この事業は平成21年度からの継続事業で今年度が最後となります。

昨年度は1,000件を超える住宅がこの事業でリフォームを行っています。

◎問い合わせ 工業振興課

☎23-7866

●対象工事 工事経費が20万円以上で、市内の施工業者を利用して行う住宅などの修繕や補修、改築、増築などの工事

●申し込み方法 工業振興課、各総合支所産業振興課、各地区市民センター備え付けの提出書類（市ホームページからもダウンロード可）を、工業振興課（本庁管内居住者）または各総合支所産業振興課（総合支所管内居住者）へ提出

●条件 平成23年2月末までに工事が完了すること。申し込み時にすでに着手しているものや申請手続き中に着手するものは対象外 ※平成21年度にこの事業で助成を受けた世帯は対象外

●対象住宅 自分が居住するための持ち家で、市内に所在する住宅および付随施設 ※店舗、事務所、賃貸住宅などは対象外

●施工業者 市内に主たる事業所などの住所を2年以上有し、継続して事業を実施している業者（施工業者は登録制で、未登録の施工業者は工業振興課への届け出が必要。利用予定の施工業者が登録業者か事前に確認してください）

●助成金額 補助対象経費の10％で、上限は10万円 ※予算額1億円に達した時点で事業終了

